

制度概要

長崎県経営安定長期設備資金保証（略称：県経営安定長期設備）		
目 的	県内中小企業者の、競争力強化等の前向きな設備投資のために必要な設備資金の融通の円滑化を図り、中小企業者の経営の安定に資することを目的とする。	
保証の対象 (資格要件)	県内において事業を継続して行い、県税を完納している中小企業者。	
対 象 資 金	次のいずれかに該当する設備資金 ① 工場、倉庫、店舗、事務所等の新築、増築、改築または改装資金 ② 構築物・機械・装置等の新設、増設、更新または改造資金 ③ 前記①または②を目的とする土地取得資金 (土地の取得・利用を主目的とするものを除く。) ④ 前記①、②または③に係るつなぎ資金の決済資金	
保証条件	貸付限度額	1億円以内
	保証期間	15年以内（うち据置 2年以内）
	返済方法	原則として、分割返済
	貸付形式	証書貸付、手形貸付
	担 保	必要に応じて徴求する
	保 証 人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
	貸付利率	年2.15%以内
保証料率	基準料率	・無担保保険・普通保険（一般関係）に係る保証の場合 年0.45%～1.90% ・セーフティネット保証1～4、6号の場合 年0.80% ・セーフティネット保証5、7～8号の場合 年0.75%
	適用料率	① 申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。 ② 物的担保の提供がある場合は、有担保割引(0.10%)を適用する。 ただし、セーフティネット保証を除く。 ③ 取扱金融機関所定の事業性評価に係る資料、もしくは、事業性評価推薦書(協会所定様式)の添付がある場合は、事業性評価割引(0.10%)を適用する。 ④ 保証協会の定める要件を満たし、保証料率の引上げを条件に経営者保証を提供しないことを選択する事業者については、要件の充足状況に応じて上記保証料率から0.25%または0.45%の料率を割増する。
	保証料補助	県が以下の補助を行う。 ① 無担保保険・普通保険（一般関係）に係る保証の場合 基準料率が年0.80%以上の保証について、年0.10%～0.60% ② セーフティネット保証の場合 年0.35% ただし、適用料率④による保証料率引上げ分を除く。
責 任 共 有	取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象 ただし、セーフティネット保証1～4、6号を利用する場合は対象外	
取扱金融機関	十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、長崎三菱信用組合、西海みずき信用組合、福江信用組合、長崎県医師信用組合、近畿産業信用組合、商工組合中央金庫	
申 込 時 添 付 書 類	① セーフティネット保証を利用する場合は、中小企業信用保険法第2条第5項各号に基づく市町長の認定書 ② 県税の納税証明書(未納がない旨のもの) ③ その他保証協会が必要とする書類	
留 意 事 項	① 貸付利率については、固定金利で、かつ、上限利率以内であれば自由に貸付利率の設定が可能。なお、変動金利は利用は不可。 ② セーフティネット保証4号(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)又は5号を利用した場合、半期に一度、業況報告書の提出が必要。ただし、セーフティネット保証5号であって、保証金額1,250万円以下、期間1年以内、平成30年4月1日以降保証申込受付した保証を除く。	
取 扱 期 間	令和10年 3月31日保証承諾分まで	
実 施 日	平成28年 4月 1日 創設 令和 7年 4月 1日 最終改正	